

警視庁生活安全相談取扱規程

平成12年3月16日

訓令甲第12号

(目的)

第1条 この規程は、都民の社会生活上生じる防犯問題、家事問題、民事問題及び身の困りごとに関する相談（以下「生活安全相談」という。）の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 生活安全相談に係る業務（以下「相談業務」という。）は、職員が都民の生活の安全にかかわる援助の要請に積極的かつ適切に対応することにより、犯罪の未然防止等を図り、もって都民生活の安全と平穩を確保することを任務とする。

(基本的留意事項)

第3条 相談業務を実施するときは、関係者の人権を尊重し、厳正公平かつ親切丁寧に取り扱うものとする。

(重要な生活安全相談の処理)

第4条 犯罪、人の生命にかかわる事案その他警察上特に注意を要する重要な生活安全相談については、生活安全総務課長又は警察署長（以下「所属長」という。）が指揮して適正に処理を行うものとする。この場合、所属長は、その内容が団体による組織的事案、広域にわたる事案その他総合的な対応を要すると認められるものについては、速やかに生活安全部長に報告するものとする。

(関係機関等との連絡)

第5条 所属長は、相談業務の適正な推進を図るため、平素から福祉事務所、保健所その他関係の官公署等と緊密な連絡をとるものとする。

(指導教養)

第6条 所属長は、職員に対し、相談の受理、処理要領等について、指導及び教養を行い、相談業務の適正を図るものとする。

(生活安全相談の記録)

第7条 所属長は、生活安全相談の要旨及び処理結果を記録し、関係者の秘密の保護に配慮して、適切に保管・管理するものとする。

附則

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 警視庁家事相談取扱規程（昭和32年6月1日訓令甲第31号）は、廃止する。